

# 【特例貸付】緊急小口資金及び総合支援資金の受付延長等について

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付における新規受付期間が、令和2年12月末から令和3年3月末へ延長されました。

なお、総合支援資金の3か月を超える延長貸付の受付期間については、全社協通知により、令和3年6月末までとなりました。

## 1、延長内容について

- (1) 新規の総合支援資金の及び緊急小口資金の受付期間に延長
- (2) 総合支援資金の3か月を超える延長貸付の受付期間の延長

## 2、新規の総合支援資金及び緊急小口資金の受付期間の延長について

### 令和3年3月31日（水）まで

※郵送の場合は3月31日消印まで。市町社協へ持ち込みの場合は3月31日受付分まで

## 3、総合支援資金の3か月を超える延長貸付（延長3か月分まで）について

- (1) 延長の要件（※①～④のすべてに該当すること）

- ① 原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ② 生活困窮者自立支援法に基づく市町の自立相談支援機関による支援を受けること
- ③ 初回3か月分の総合支援資金を令和3年3月31日までに申し込みした世帯
- ④ 生活保護となるおそれのない世帯

### 【要件（1）の③の解説】

今までは、「令和2年12月末までに初回貸付の3月目が到来する世帯」を対象としていましたが、今回からは「初回3か月分の総合支援資金を令和3年3月31日までに申し込みした世帯」としています。

つまり、令和3年3月31日までに初回分申込みを行った世帯については、すべて対象となります。

- (2) 延長申請の受付期間について

### 令和3年6月30日（水）まで

※郵送の場合は、3月31日消印まで。市町社協へ持ち込みの場合は、3月31日受付分まで。